

本論文は

世界経済評論 2021 年 5/6 月号

(2021 年 5 月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料

OFF

富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー 読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン書店



福山 章子

EU 離脱を背景に進んだ日英 EPA 交渉

日英包括的経済連携協定（日英 EPA）は 2020 年 6 月に交渉を開始し、同年 9 月に大筋合意に至った。EPA や自由貿易協定（FTA）の交渉には通常は 5 年程度を要するところ、異例のスピードだった。この背景には英国の欧州連合（EU）離脱がある。日本と EU の間では日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）が 2019 年 2 月に発効しているが、英国が EU から離脱すると日英間の取引には日 EU・EPA のルールが適用されなくなる。英国で事業展開する日本企業にとってビジネス環境の悪化が避けられない状況が合意を急がせた。日英 EPA の発効は 2021 年 1 月 1 日、英国の完全な EU 離脱と同じタイミングとなった。

帝国データバンクによると、2020 年 10 月時点で英国に輸出又は進出する日本企業は 1,608 社、英国から輸入を行う企業は 1,224 社だった。日本と英国の貿易額は年間約 2.4 兆円、日本の貿易相手国として英国は 15 位¹⁾、欧州諸国の中ではドイツに次ぐ規模だ。日英間では官

民でデジタル分野をはじめとする先進的な技術分野での協力も進めてきた。ビジネスパートナーとして英国の存在感は決して小さくな

い。英国の EU 離脱、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大など企業にとって不確実性や先行きの見えない不安感を与える要素も多いため日英 EPA の発効は前向きなニュースだ。なお、急ピッチで交渉が進んだ日英 EPA では日 EU・EPA の交渉結果を踏襲した部分も多いが、新たなルールも導入されている。本稿では、日英 EPA で注目すべき点を日 EU・EPA との違いを中心に解説する。

日本から英国への輸出では自動車関連製品を中心に恩恵

日本から英国への年間の輸出額は約 1.5 兆円、日本の輸出相手国として英国は 12 位だ。日本から英国への輸出品の内訳は輸送関連機器が 28.5% と最も多く、一般機械の 18.6% が続

表 日本から英国への輸出品のうち日英 EPA のインパクトの大きい品目（例）

HS コード	品目名	2019 年の輸出額 (百万 US ドル)	MFN 税率	日英 EPA の約束
870340	ガソリンエンジンのその他の車両	1,197	10%	2026 年 2 月より 関税撤廃
870322	ガソリンエンジンの乗用自動車 (1,000cc-1,500cc)	640	10%	2026 年 2 月より 関税撤廃
870323	ガソリンエンジンの乗用自動車 (1,500cc-3,000cc)	582	10%	2026 年 2 月より 関税撤廃
870332	ディーゼルエンジンの乗用自動車 (1,500cc-2,500cc)	214	10%	2026 年 2 月より 関税撤廃
870360	ガソリンエンジンの プラグインハイブリッド車	177	10%	2026 年 2 月より 関税撤廃

出所：外務省、UN Comtrade

く²⁾。日英 EPA では、日本から英国へ輸出されるこれら工業品は将来的には全ての関税が撤廃されることとなった。なお、輸出額で見ると、輸送関連機器のなかでも自動車関連製品が特に多くを占めている。輸出額の大きい品目のうち日英 EPA による関税引き下げのインパクトが大きい品目を抽出したところ、全て完成車となった（表参照）。これらは日 EU・EPA においても、日本からの輸出に対して 2026 年から関税が撤廃される品目であり、同じ条件を維持した。また、自動車部品では日 EU・EPA と同様に 92% の品目について関税の即時撤廃が実現した。ギヤボックス、リチウムイオン電池、ガソリンエンジン等が含まれる。

原産地規則で EU 離脱の影響を緩和

これまで英国は EU の一部であったため、「単一市場」として英国と EU 各国間の取引には関税はかからなかった。言うまでもなく英国-EU 間にまたがるサプライチェーンを構築していた企業は多く、かかる企業は英国の EU 離脱の影響を受ける。日本企業も例外ではない。日英 EPA は、英国の EU 離脱の影響を緩和するためのルールも導入している。具体的には、工業製品を中心とした多くの品目について、EU の原産材料又は EU 域内における生産をそれぞれ日英 EPA 上の原産材料又は生産とみなすことができること（拡張累積）とした。EU 産の部材を使用して英国または日本で生産や加工を行う企業にとっての救済措置だ。また、品目別の原産地規則についても、基本的には日 EU・EPA を踏襲しているものの一部の品目についてはより緩和された規則とした。例えばエアコンディショナー（HS コード：841510）では、適用される原産地規則のうち「RVC（控除方式で付加価値を計算する方法）」について、日 EU・EPA では 55% だった閾値が日英 EPA では 50% となった。使用可能な第三国産の部

材の比率が上がる。工作機械類（HS コード：84.56 項～84.65 項）については、日 EU・EPA では日本と EU 以外の国で生産された部品を使用した場合には関税番号変更基準を満たさないこととされていたが、日英 EPA ではかかる制限がなくなり、第三国産の部品の使用も可能になった。

Dx や ICT 分野のイノベーション促進をルールが後押し

日英 EPA で注目される分野のひとつにデジタル貿易のルールがある。日英 EPA が大筋合意に至った際、駐日英国大使館が最も注目されるべき分野として SNS で一番掲げたのは「Digital and Data」だった。デジタル貿易にかかるルールは、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）を皮切りに、近年の FTA・EPA で急速に導入されつつある。安倍首相（当時）が 2019 年のダボス会議で提唱した「DFFT（Data Free Flow with Trust 信頼のある自由なデータ流通）」構想とも関連し、注目を集めている。

日本と英国は、これまでも官民でデジタル分野を含む先進技術で協力関係を構築してきた。例えばフィンテックでは、2017 年に日本の金融庁と英国金融行為規制機構が革新的なフィンテック企業を支援するための協力枠組みの構築を行うことに合意した。英国は、欧州全体の AI（人工知能）企業の 3 分の 1 を有する AI 大国でもあり、日本の大手企業と英国の AI 企業との連携も進んでいる³⁾。

日英 EPA では、①データの越境移転の制限の禁止、②金融サービスを含むコンピュータ関連設備の自国内設置要求の禁止、③ソースコード及びアルゴリズムの開示要求の禁止、④暗号情報の開示要求及び特定の暗号の使用要求の禁止、⑤電子的な送信に対する関税賦課の禁止、⑥オンライン消費者の保護等が約束された。①

や②は、EU が特に個人データの処理や移転に関して厳格な規制を持つことから、日 EU・EPA には導入されなかったルールだ。④についても日英 EPA で設けられた新たなルールだ。日英両国における Dx（デジタルトランスフォーメーション）や ICT 分野のイノベーションの促進を EPA のルールが後押しすることが期待される。

知的財産権でもデジタル分野に配慮

知的財産権においても日 EU・EPA と比較して追加的なルールがいくつか導入された。例えば、日英 EPA には「技術的保護手段」という条項が新たに加わった。著作者、演奏者又はレコード製作者によって許諾されておらず、かつ法令でも許容されていない違法な音楽やアニメ等のコンテンツが技術的な手段を利用することによって不正に利用されることを防ぐための法的保護や救済措置を導入する義務について定めている。これは近年、コンテンツのデジタル化が進み不正利用が増加していることへの対応策だ。日本でもブロックチェーン技術を活用したアニメ等のコンテンツ保護の取り組みが進められている。このように、日英 EPA では、デジタル貿易を促進すると同時に適切な保護についても規定している。「DFFT」構想の考え方もリンクする。この他にも、商標の出願が悪意で行われた際に当局にそれを拒絶し又は登録の取消しを行うための権限を与えるための法整備や、知的財産権侵害に対する刑事上の制裁等についてのルールが導入された。

「人権」で新ルールを導入

日英 EPA には、日 EU・EPA やこれまで日本が締結した FTA・EPA では規定されてこなかった「貿易及び女性の経済的エンパワーメント」という独立章が設けられた。義務的な規定ではないものの、日英両国内の女性が国内経済

及び世界経済に衡平に参加する機会を増大させること、市場、技術及び資金調達への女性のアクセスの改善、女性の指導的役割及びビジネスネットワークの発展等が謳われている。英国は 2015 年に現代奴隷法を制定し、英国でビジネスを行う企業における人身取引、強制労働、性的搾取等の根絶を目指している。2020 年 7 月には人権侵害を理由にロシア及びサウジアラビアに対して EU 離脱後初の独自制裁を課した。また、2021 年 1 月に発足した米国のバイデン新政権も人権重視の姿勢を示している。世界で「人権」に対する意識が急速に高まるなか、先進国間の EPA に「人権」にかかる新たな規定が盛り込まれたことは、今後のルール形成の潮流を読む上でも注目に値する。

この他にも、日英 EPA ではビジネス関係者の移動、サービス貿易等において日 EU・EPA から追加的なルールを導入した。英国の EU 離脱を背景に大部分で日 EU・EPA のルールを踏襲した日英 EPA だが、個別には日本と英国の特徴を生かしたルールも見られる。英国は 2021 年 2 月 1 日に CPTPP へ正式に加盟を申請した。CPTPP 発効後の新規加盟申請は英国が初だ。CPTPP は「21 世紀型」の FTA と呼ばれ、先進的なルールが数多く導入されている。英国は更なる市場開放を求められる可能性が高い。CPTPP 原加盟国に先んじて英国と EPA を締結した日本には、貿易・ルール面における英国との更なる関係の深化や CPTPP 原加盟国と英国の間の橋渡しの役割が期待される。

ふくやま あやこ／株式会社オウルズコンサルティンググループ、チーフ通商アナリスト、通関士有資格者

【注】

- 1) UN, Comtrade, 2019 年
- 2) 外務省データ, 2019 年
- 3) プリティッシュユ・カウンシル